

上川の里特別緑地保全地区活動実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上川の里特別緑地保全地区(以下「上川の里」という。)を適正に管理し、「上川の里の保全と活用の方針」(以下、「方針」という。)に基づき行われる、市並びに個人、非営利団体、社会貢献活動をする企業等(以下「団体等」という。)を主体とした様々な活用による、上川の里の良好な自然環境の保全を実現するため、団体等の活動実施に必要な事項を定める。

(活動基準)

第2条 上川の里で活動する団体等は、次の事項を全て満たさなければならない。

(1) 第3条で定める保全活動協定(以下、「協定」という。)を締結していること

(2) 市が定める方針に沿って活動すること

(3) 活動内容について、別に定める要領に基づき、事前に八王子市長の承認を得ること

2 前項第1号の規定に関わらず、その活動が一時的なものであると市長が認める場合は、この限りでない。

(保全活動協定)

第3条 市の定める方針に賛同し、活動をしようとする団体等は、市と協定を締結することができる。

2 協定で定める事項は次のとおりとする。

(1) 活動内容

(2) 役割

(3) 活動における所有権の帰属

(4) 協定期間

(5) 責任の範囲

(6) その他、市長が必要と認める事項

3 協定期間は、原則5年間とし、期間満了後、再度協定を締結することができる。

(活動場所)

第4条 上川の里のうち、団体等が活動を行うことができる場所は、方針における「里山エリア」内とする。ただし、その活動が必要であると市長が認める場合に限り、「里山エリア」以外の場所で市と協議のうえ、活動することができる。

(行為の禁止)

第5条 上川の里においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 建築物その他の工作物を新築、改築又は増築すること

- (2) 施設、物品及び場所等を長期にわたり占有すること
- (3) 土砂の採取又は堆積をすること
- (4) 土地の形質、用途の変更をすること
- (5) 動植物(種子、卵を含む。)を採取、殺傷又は虐待すること
- (6) 除草剤、殺虫剤等の化学薬品を使用すること
- (7) 動植物を放出すること。ただし、耕作に必要な種苗、上川の里及びその周辺に由来する動植物を除く。
- (8) 夜間(20~5時)に立ち入ること
- (9) 市長若しくはその土地の管理者が立入りを禁止している区域に侵入すること
- (10) 火を使用すること。ただし、焚き火台などの器具の使用、消火器の設置など、安全対策を十分に行った上での使用を除く。
- (11) ごみその他の汚物を廃棄、放置すること
- (12) 騒音、怒声、危険な行為等、他人に迷惑を及ぼすこと
- (13) 営利を目的とする活動を行うこと
- (14) 政治的中立の趣旨に反する活動を行うこと
- (15) 宗教的活動を行うこと。ただし、地域の伝統行事を除く。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、上川の里の活用又は管理に支障を及ぼす行為

2 前項の規定に関わらず、その行為が上川の里の保全と活用に必要であると市長が認める場合に限り、市と協議のうえ、その行為を行うことができる。

(収入を伴う行為)

第6条 上川の里での活動実施にあたり、次のいずれかに該当する場合に限り、収入が生じる行為をすることができる。

- (1) 参加料その他これに類する徴収金が実費相当額であり、収入の総額が支出総額の範囲内である場合
- (2) 収入の一部もしくは全てを寄付するために有料で行われるチャリティーショー等である場合

(所有権の帰属)

第7条 活動により上川の里内で生産、採取、捕獲、その他の手段により取得されたものについては、その所有権を市に帰属する。ただし、取得物を、上川の里の保全に寄与する活動及び公益的な活動であると市長が認める活動に使用する場合は、この限りではない。

(施設の設置)

第8条 第5条第1項第1号及び第2号の規定に関わらず、上川の里の活動のために必要と市長が認めるもので、一般の用に供されるもの又は各団体等が共同で使用できるものに限って、市と協議のうえ、設置することができる。

2 上川の里内に設置された施設について、その所有者及び管理者は別表に定めるとおりとする。

3 施設の管理者は、その施設が必要でなくなったとき、市と協議の上、市又は他の団体等への移管又は廃止しなければならない。その際、必要な手続等は管理者が行うこと。

(物品の保管)

第9条 第5条第1項第2号に関わらず、活動のために必要と市長認めるもので、一般の用に供されるもの又は各団体等が共同で使用できるものに限り、市と協議のうえ、上川の里内に物品を保管することができる。

(活動エリアの設定)

第10条 市と協定を締結した団体等は、その活動が次のいずれにも該当する場合、第5条第1項第2号に関わらず、市と協議のうえ、一定の活動範囲を占有することができる。

(1) 1年以上継続して行うことが必要な活動であると認められるとき

(2) その場所で活動する必要があると認められるとき

2 活動エリアを設定することができる期間は、協定に定める期間である原則5年を限度とし、市と協議のうえ、期間を更新することができる。

(水道・電気)

第11条 一般の用に供される施設に設置された水道及び電源は、活動の際に必要な最小限の範囲でのみ利用することができる。

(獣害対策)

第12条 獣害対策のため電気柵やわなを設置する際は、来場者や他の団体等の安全を確保するため、次のことを順守すること。

(1) 電気柵は、注意看板設置等の注意喚起のうえ、原則として夜間のみの通電とすること

(2) 散策路その他人が通行するおそれがある場所沿いに設置する際は、通行可能な空間の幅員を1.8m以上確保すること

(安全対策)

第13条 活動にあたっては、事故や損害が発生しないよう、十分な安全対策を講じること。また、作業内容に応じ、現場を管理する現場責任者を設置すること。

2 作業は、作業に必要な資格を有する者若しくは安全作業に係る講習を受講した者等の安全な作業の実施に必要な技術を習得した者又はその者の管理下にある者が実施すること。

3 活動において、人身事故、災害、又は第三者に被害を与える事故等が発生した場合は、緊急処置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について、

遅滞なく市へ報告すること。また、事故等により生じた損害等については、活動を行っていた団体等の責任において対処すること。

（上川の里運営調整会の開催）

第14条 市は、上川の里の適正な活用を図るため、別に定める要綱に基づき上川の里運営調整会を開催することができる。

2 市長の承認を得て活動する団体等は、上川の里運営調整会に出席するよう努めなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、上川の里の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

施設	所有者	管理者
一般の用に供される施設 （トイレ、散策路等）	八王子市	八王子市
団体等により共同で使用される施設 （作業路、作業スペース、活動のための物置、電気柵、等）	八王子市 （注1）	設置者 （注2）

（注1）八王子市長が認めた場合、市に所有権を帰属させずに設置することができる。

（注2）八王子市長が認めた場合、市及び団体等の協議により、設置者以外も管理者となることができる。